（店舗の休廃止等の届出）

第百十一条　法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

四～八　（略）

店舗の	営業所の
法第二十九条の三第一項第一号	法第三十六条の二の二第一項第一号
第百三条	第百十条の四第一項において準用する第百三条
第百四条第二項	第百十条の四第一項において準用する第百四条第二項
法第二十九条第三項	法第三十六条第三項
店舗管理者	医薬品営業所管理者
店舗の	営業所の
法第二十九条第二項	法第三十六条第二項
第百二条の二第二項	
法第二十九条の三第一項各号	法第三十六条の二の二第一項各号
（略）	（略）
（略）	（略）
第百二条の三	
（略）	（略）
第百五条の二第一項	
（略）	（略）
第百五条の三	
法第二十九条の三第一項各号	法第三十六条の二の二第一項各号
店舗管理者	医薬品営業所管理者
店舗に	営業所に
店舗の	営業所の
法第二十九条の三第一項第二号	法第三十六条の二の二第一項第二号
法第二十九条の三第一項第三号	法第三十六条の二の二第一項第三号
法第二十九条の三による	法第三十六条の二の二による
第百四条の二	第百十条の四第一項において準用する第百四条の二

（店舗の休廃止等の届出）

第百十一条　法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　店舗販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員

四～八　（略）

（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
第百二条の二	
（略）	（略）
（略）	（略）
第百五条の二第一項	
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）